

国家林业局



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： www.iipf.jp
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産権部
TEL: 6528-2781
FAX: 6528-2782

2006年6月

国家林業局 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴国の中央政府機関を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。このうち、貴局へは昨年初めて訪問させて頂き、今回が2回目となりますが、このような対話を継続させて頂きましたことに、まずは深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定され、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。特に貴局の品種保護部局との間では、従来からの政府間での審査・技術協力に加え、本年2月には、日本からの出願申請の増加や権利取得後の適正な権利保護の実施に向けた協力関係を構築するため、IIPPF傘下の植物新品種保護戦略フォーラムの会員である新品種育成関係者が農林水産省と合同で訪問し、植物新品種保護制度の更なる充実を要請するとともに、育成者権の権利取得や権利行使について具体的な意見交換を行わせていただきました。

また、貴局による育成者権の保護については1999年にUPOV78年条約を批准されて以来、急速に発展されており、今後も益々の充実が図られることを期待しております。

さて、今回ご検討頂きたい優先的建議事項としまして、保護対象植物の拡大について取り上げさせて頂いており、本建議内容を私どもと貴局にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴局が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

目次

第一 今回の優先的建議事項

第二 その他の建議事項

第一 今回の優先的建議事項

今回は、日本の育成者にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の1点を優先的建議事項としております。

これらの建議事項は、正当に事業を行い、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 保護対象植物の拡大

優先的建議事項 1. 保護対象植物の拡大

植物新品種保護条例における保護対象植物をさらに拡大していただきたい。

貴国における保護対象植物については、昨年5月21属種が追加され139属種にまで拡大され、貴局におかれてはこれまで78属種の植物を保護の対象とされており、品種保護強化に対する取組に敬意を表する次第です。

しかしながら、農産物流通の国際化が進展する中で、植物の新品種の権利を適切に保護するためには、貴国においても保護対象植物の範囲をさらに拡大することが重要であると認識しております。

保護対象植物が拡大されることによって得るメリットは、我が国だけのものではなく、貴局にとっても海外からの出願が増え、安定した制度運営が可能となるほか、貴国の農業者にとっても新しい優れた品質の品種を導入し、活用できる等のメリットがあると思われます。昨年5月の訪問時、貴国に対し保護対象植物の範囲を拡大していただくことを要請して参りましたが、本年2月の第1回日中育成者権保護官民合同会議において、中国国内外からの保護対象植物の拡大についての要望は随時受け付けており、技術条件が整えば保護対象植物リストに加えるとの御回答をいただきました。これを踏まえ、我が国からも改めて具体的な植物の種類について、要望書を提出させていただくことを考えております。

また、前回の建議で保護対象植物の拡大に向け、UPOV91年条約の批准をお願いしたところ、昨年より貴国国内への影響を検討・評価される予定であるということで、貴局の前向きな取組に大きな期待を寄せております。是非とも更なる保護対象植物の拡大に向け、引き続き検討していただきますよう改めてお願いいたします。

第二 その他の建議事項

建議 1

権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第2条を改正し、保護対象知的財産権に品種権を追加することを海関総署に建議しておりますので、お力添えをお願いします。

建議 2

品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

昨年11月、民間団体と弁護士等からなる調査団を派遣し、貴国の品種保護制度の運用や侵害対応事例等について調査を行い、本年2月には、貴国での品種権取得をめざす新品種育成関係者と農林水産省からなる官民合同訪中団を派遣し、貴局及び貴国の出願代理人と実際の権利取得に関する意見交換を行い、具体的内容について確認することができました。

これまで我が国の育成者からは、貴国での権利取得のための手続きが分かりづらいことや、権利取得後の権利行使に不安があるなどの意見が寄せられておりましたが、先般の調査さらには官民合同会議の結果により、貴国における品種保護制度の整備、充実が急速に図られつつあることが十分認識されたところであります。今後は、貴国への出願が増加し、両国の農業経済が活性化することが最大の目標であり、そのためには実際の権利取得が積極的に行われ、実効性ある権利行使が適切に行われることが重要であると考えます。

については、今後も品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

以上